

エコアクション21ガイドライン 2009年版への移行の進め方

ガイドラインの入手

まず、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン 2009年版」（以下、「ガイドライン」と言います）を入手しましょう。環境省のウェブサイトから入手することが可能です。

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

ガイドラインを良く読んで要求事項（認証を取得するために必要なこと）を正しく理解することが成功への近道です。

2004年版で認証・登録を受けている事業者の2009年版への移行措置

認証審査登録制度を統括する財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター（エコアクション21 中央事務局）（以下「IGES」と言います）のホームページを閲覧し、「エコアクション21ガイドライン 2009年版」の策定に伴う2004年版からの移行期間及び移行審査（移行措置）等についてご確認ください。

<http://www.ea21.jp/what/guideline2009-info.html>

概要は次の通りです。

① ガイドライン 2009年版

- ・ 平成22年6月1日から平成23年5月31日までの一年間を移行期間とする。
- ・ この間の中間審査又は更新審査は、移行審査（移行措置）とし、2009年版で新たに追加された要求事項に対して不備があっても、一年後の中間審査又は更新審査において改善が確認できれば良いものとする。ただし、一年後の中間審査又は更新審査において、2009年版に適合していない場合は、認証・登録は継続又は更新されない。
- ・ 平成22年5月31日までに審査を申し込んだ場合は、2004年版で中間審査又は更新審査を行うが、一年後に移行審査を受審することが必要である。

② 業種別ガイドライン（2009年版準拠）

- ・ 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの一年間を移行期間とする。
- ・ この間の中間審査又は更新審査は、移行審査（移行措置）とし、2009年版で新たに追加された要求事項に対して不備があっても、一年後の中間審査又は更新審査において改善が確認できれば良いものとする。ただし、一年後の中間審査又は更新審査において、2009年版に適合していない場合は、認証・登録は継続又は更新されない。
- ・ 平成23年3月31日までに審査を申し込んだ場合は、2004年版に準拠した業種別マニュアルで中間審査又は更新審査を行うが、一年後に移行審査を受審することが必要である。

ガイドラインの主な改訂のポイント【P5-6（ガイドラインのページ）】

（１）名称について

<表題>

2004 年版	2009 年版
エコアクション 21 2004 年版－環境経営システム・環境活動レポートガイドライン－	エコアクション 21 ガイドライン 2009 年版

<4 つのパート>

2004 年版	2009 年版
環境への負荷の自己チェックの手引き	2004 年版と同じ
環境への取組の自己チェックの手引き	2004 年版と同じ
環境経営システムガイドライン	環境経営システム
環境活動レポートガイドライン	環境活動レポート

（２）全体構成について

- ・ 「第 2 章 エコアクション 21 の認証・登録制度の概要」を新たに追加した。
- ・ 理解しやすいように全体の構成を変更した。

（３）環境経営システムの要求事項について

- ① 「1. 取組の対象組織・活動の明確化」を追加した。（要求事項 12 項目⇒13 項目）
- ② 把握すべき環境負荷項目に「化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業所の場合）」を必須として追加した。（3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価）
- ③ 環境目標を策定する項目に「化学物質使用量の削減（化学物質を取り扱う事業所の場合）」、「グリーン購入」及び「自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境配慮」の 3 項目を必須として追加した。（5. 環境目標及び環境活動計画の策定）
- ④ 規模が比較的大きな組織（従業員が 100 人以上）においては、推奨事項の一部を必須の要求事項として、新たに欄を設けた。

（４）環境活動レポートの要求事項について

- ・ 環境レポートに最低限盛り込むべき内容を追加した。
（追加項目）組織概要／対象範囲／環境活動計画における次年度の取組内容／環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果／代表者による全体評価と見直しの結果

（５）環境への負荷の自己チェックの手引き及びチェックシートについて

- ・ 環境への負荷の自己チェックで把握する項目について見直しを行い、中小事業者にとって把握しやすい項目とした。

（６）環境への取組の自己チェックの手引き及びチェックリストについて

- ・ 特定の業種にしか該当しない取組をリストから外し、内容を整理した。

2009年版への対応方法

2004年版	2009年版	対応方法
エコアクション21 2004年版 ー環境経営システム・環境活動 レポートガイドラインー	エコアクション 21 ガイドライン 2009年版	・ガイドラインをマニュアル、 文書一覧等で引用している場 合は、名称を変更する。
第4章 環境経営システムガイ ドライン I. 計画の策定 (Plan) ー	第3章 環境経営システム I. 計画の策定 (Plan) 1. <u>取組の対象組織・活動の明確 化</u> <u>組織は、全組織・全活動（事業 活動及び製品サービス）を対象 としてエコアクション 21 に取 組み、環境経営システムを構築、 運用、維持する。</u> <u>認証・登録にあたっては、対象 とする組織及び活動を明確にす る。</u>	・項目が新たに追加された。 ・マニュアル等に対象組織及び 活動(対象とした組織の全ての 活動)を明確にする。 ・一部のサイト(事業所・工場) から取組を始め、段階的に拡大 していく場合には、「環境活動 レポート」に対象とした組織に おける全ての活動を対象とす ること、全組織に段階的に拡大 する方針とそのスケジュール を明確にすること、を記載す る。 ・一部のサイトから取組を始め る場合は、事前に地域事務局に 確認することが推奨される。
1. 環境方針の作成 代表者(経営者)は環境経営に 関する方針(環境方針)を定め、 誓約する。 環境方針は、環境への取組の基 本的方向を明示し、全ての従業 員に周知する。	2. 環境方針の策定 代表者(経営者)は、環境経営 に関する方針(環境方針)を定 め、誓約する。 環境方針は、次の内容を満たす ものとする。 ・ <u>組織の事業活動に見合ったも のとする</u> ・ 環境への取組の基本的方向を 明示する ・ <u>組織に適用される環境に関す る法規等の遵守を誓約する</u> <u>環境方針には、制定日(または 改定日)を記載し、代表者が署 名する。</u> 環境方針は、全ての従業員に周	・「事業活動に見合ったものとする」 「環境への取組の基本的方向を 明示する」とは、本業を踏 まえた基本的な方針及び方向 性を指す。具体的な事例はガイ ドラインのP21 解説を参照。 ・ 環境方針に法規制の遵守が明 記されていない場合は、改訂す る。 ・ 方針に制定日・署名がない場 合には、追記する。 ・ 方針を全従業員(派遣社員・ アルバイト・常駐の委託業者等 を含む)に周知する。

※下線部分は2004年版からの変更点、網掛部分は改訂版で対応が必要な項目

	知する。	
--	------	--

続く…

※下線部分は 2004 年版からの変更点、網掛部分は改訂版で対応が必要な項目